

『義援金の税務上の取り扱い 国税庁がFAQを公表』

国税庁は今般、熊本地震に対する義援金等の取扱いについてFAQを公表した。

【Ⅰ寄付をした個人・法人の課税関係】熊本地震・大分県下の災害対策本部や、日本赤十字社に対する義援金は、個人の場合は「特定寄附金」に、法人の場合は「国等に対する寄付金」に該当し、それぞれ寄付金控除、全額損金算入の対象となる。募金団体を通じた義援金も、その最終的な拠出先が地方公共団体であれば同様の取扱い。(日本赤十字社に対する法人の義援金で地方公共団体に拠出されない場合は、特定公益増進法人に対する寄附金として特別損金算入限度額の範囲内での損金算入となる)。

また、救援活動を行う認定NPO法人への義援金は、個人では寄附金控除又は寄附金特別控除の選択適用、法人では「特定公益増進法人に対する寄附金」に含めて計算した損金算入限度額内での算入となる。

【Ⅱ義援金を募集する募金団体の確認手続】義援金が確実に国・地方公共団体に拠出されるとの判断に受付専用口座の設置が有効だが、設置しない場合も、団体の現預金と義援金とが明確に区分されていれば税務署の確認を受けられる(振込票等に代わるものとして預り証の発行が必要)。

【Ⅲその他】確定申告で必要となる書類や、寄附金控除等の額の計算方法を掲載。



『2016年中小企業白書 新たな成功事例パターンを紹介』

中小企業庁はこのほど、2016年版中小企業白書を公表した。中小企業基本法の制定以降、53回目の年次報告。

第1部では、国内市場の縮小や労働力人口の減少等に直面する中小企業の動向を踏まえた上で、**労働生産性の高い中小企業の投資行動や資金調達等を分析**している。

第2部では、生産性が高く「稼げる」中小企業の取組として、IT投資による営業力・販売力の強化や業務プロセスの合理化・意思決定の迅速化を取り上げ、理美容店がPOS導入による顧客データの収集を行い、繁閑状況・リピート率等の見える化で売上を拡大した事例を紹介。また、マーケティングを進め海外展開を高収益につなげる中小企業が一定数いるとして、高速バス会社が訪日外国人を対象にした商品企画でインバウンド需要を獲得した事例を挙げている。さらに、災害の頻発やIT導入に伴う情報セキュリティの必要性が高まる中で中小企業のBCP(事業継続計画)策定率が15%に留まる一方、高収益企業はリスクへの対策を行い、それが平時の経営改善にも効果を上げているとした。

そして借入れと収益力の関係や事業性を評価した資金供給のあり方を明らかにし、経営力については投資を決定する経営者の意識や企業風土等を分析している。

出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com